

コメント

日本の「外国人」労働者受入れの 問題点 (韓国との共通点／相違点)

2022/7/28

弁護士 関 聡介

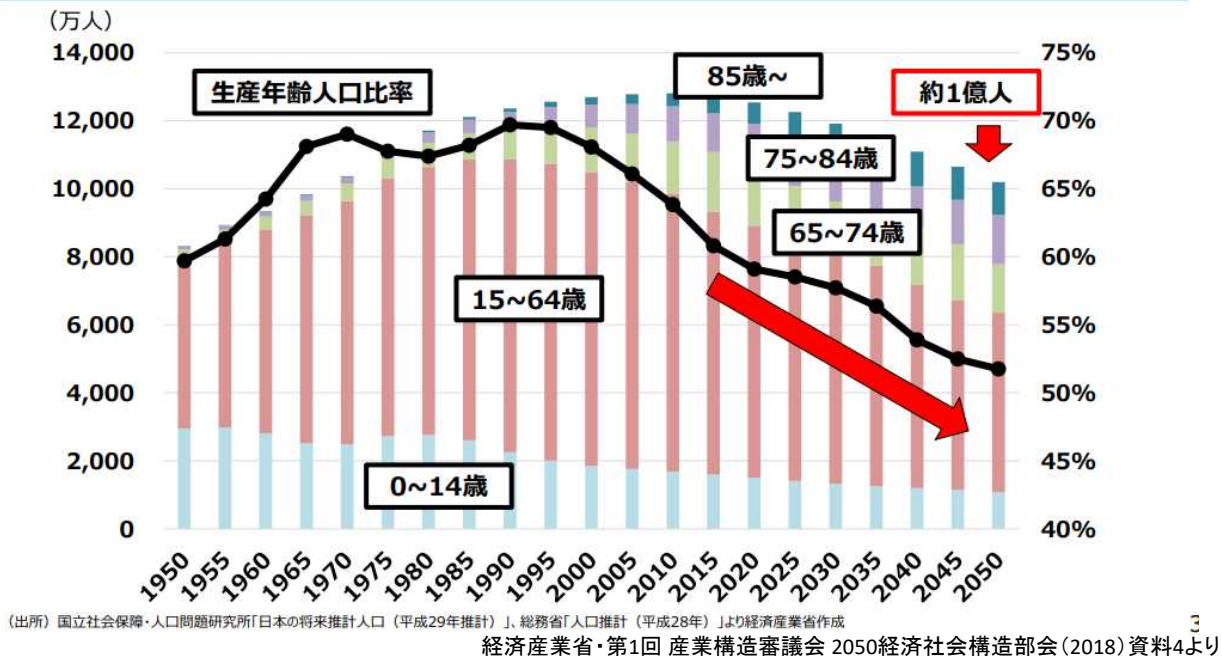
東京弁護士会所属

seki@law.email.ne.jp

■日本の場合：労働力人口減

将来人口の予測

- 2050年に日本の人口は約1億人まで減少する見込み。
- 今後、生産年齢人口比率の減少が加速。



■日本の場合：労働力人口減



労働力不足（特に、キツイ労働）



【本音】外国人労働者が必要



【建前】移民国家ではない

■「建前」中心対応の歴史

○1980年代

↓ 「不法就労者」見て見ぬ振り

○1990年代

↓ 「日系人」労働者

○2000年代

↓ 「研修」⇒「技能実習」

「留学生」「家族滞在」アルバイト

○2020年代

↓ 「特定技能」

■「建前」中心対応の弊害

○「外国人」は「人材」であり、本当の社会の一員とはしない

↓

「管理」の対象であり、
「人権」保障は最低限

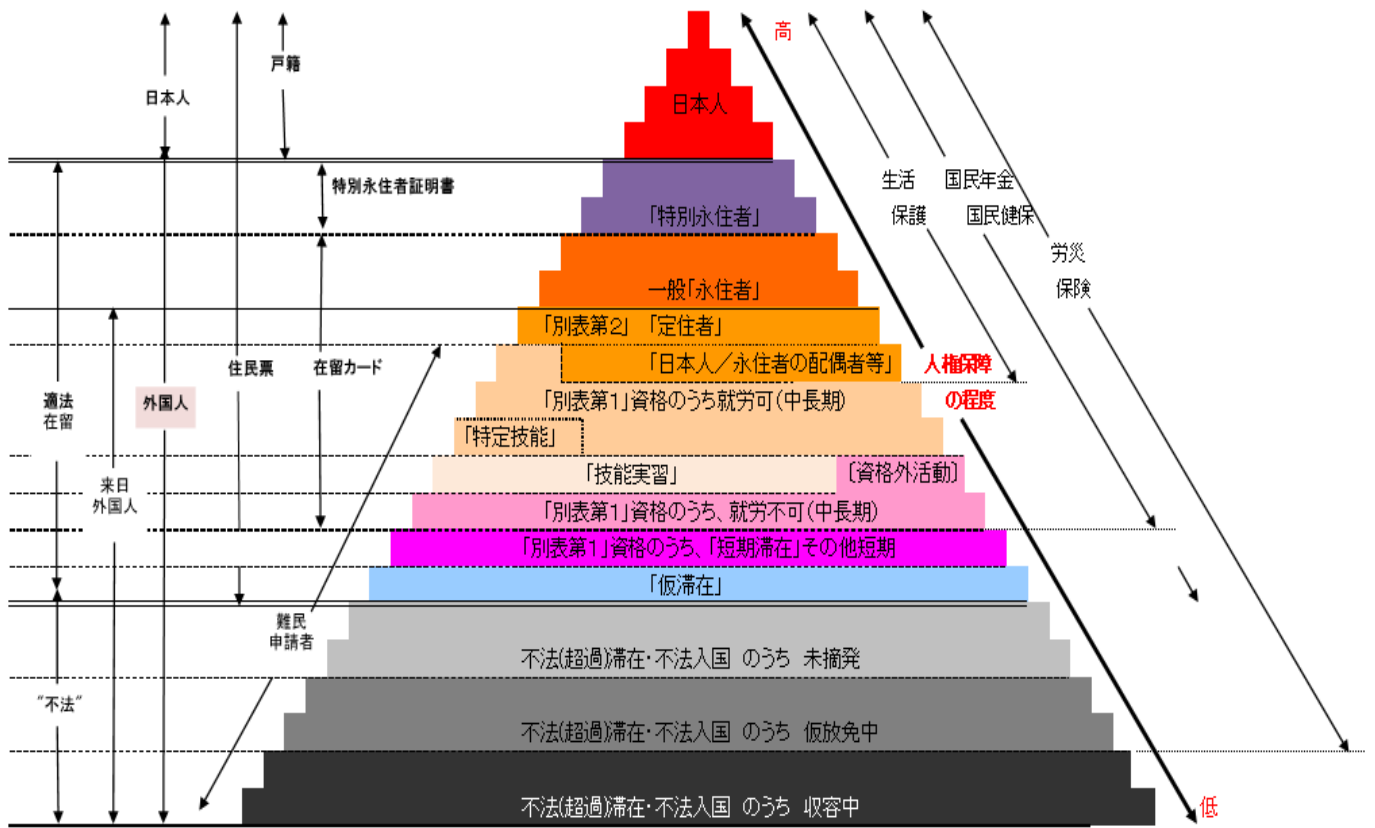
↓

出入国在留「管理」一辺倒（マククリーン判決）
人権基本法は未整備

↓

在留資格別の人権格差が固定化

■ 人権ピラミッド(在留資格別人権格差)



関聡介「日本における外国人の人権を巡る「壁」と「格差」再考」(移民政策研究第3号所収、2011)の図を調製

■直近の施策

～新しい外国人労働者受入れ政策の開始

○政府「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(2019年度～)

https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/nyuukokukanri01_00140.html



○政府「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(2022年6月)

https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/04_00033.html

※「多文化」共生というキーワードはどこへ？

■人権侵害の救済

○日本の場合、国内人権機関がない

○司法が徹底した消極主義

○マククリーン判決(入管法＞憲法)



人権基本法がないことも相まって、外国人の人権救済は進まず、深刻な人権侵害事案が多発